

津別で新規就労した方、必見！！

最大  
120  
万円

最長  
10  
年間



# 津別町奨学金 返還支援事業助成金



津別町では、各産業における人材確保と若者の生活安定のために、移住・定住施策の一環として、学校を卒業等してから初めて津別町内に新規就労し居住する方の奨学金の返還を補助しています。ぜひご活用ください！

## 申請受付期間

令和6年3月1日(金)～4月19日(金)

※その後も随時受付します。

### 対象者

#### 次の条件を全て満たす方

- ・奨学金の貸与を受けて大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校(第4学年及び第5学年)に進学した方
- ・新規就労で津別町へ転入した方又は既に居住していて新規就労する方
- ・津別町内の事業所を有する事業主に、令和6年4月1日以降に正規雇用され、申請年度末まで継続して雇用される見込みのある方(自営の場合も含まれます。)
- ・月賦、半年賦、年賦等で奨学金の返還を行っている方又は申請年度内に返還を開始する方
- ・奨学金の返還に滞納がない方
- ・町税等に滞納がない方

### 助成内容

助成金額 **最大120万円**

(12万円×10年間の場合)

申請年度内に返還した奨学金の額(年額12万円が上限です)

※上記は、4年制大学に進学した場合です。短期大学(2年)の場合は、最大60万円となります。

※居住開始日や就職日の都合により、申請年度内における町内居住期間や就労時間が1年に満たない場合は、その期間に応じて減額となります。申請年度内に転出や離職した場合も、助成を停止することとなります。

助成期間 **最長10年間**

※助成対象として認められた最初の返還月から起算して10年を限度とします。

# 対象となる奨学金

「奨学金」として貸与を受けた資金は、基本的に該当となります。

- ・津別町奨学金
- ・独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金)
- ・生活福祉資金貸付制度(教育支援費)
- ・その他町長が認める奨学金等

## 申請から交付、確定までの流れ

毎年度申請・実績報告が必要です



- ※申請者は、交付申請と実績報告時に関係書類を提出していただきます。
- ※津別町奨学金のみの場合は、返済免除の扱いになり、提出書類の種類も少なくなります。

## 申請方法

申請書類に必要事項を記入し、下記提出先に郵送又は持参

※様式は役場で配布しているほか、津別町HPからもダウンロードできます。

様式はこちらから  
ダウンロードできます  
【津別町ホームページ】



## 対象となる方の例

- ①令和6年4月から津別の会社に勤めるため、3月に移住し、6月から月賦で奨学金を返す。  
※6月が期間の始期となり、6月から10年間は助成期間となります。
- ②令和6年3月に短大を卒業。実家に戻り4月から家業を手伝いながら、年賦で奨学金を返す。  
※短大2年間の奨学金貸与の場合、年額6万円を上限に10年間、最大60万円の助成額となります。  
※津別町奨学金の最大貸与を受けた場合を想定し、その返済額を上限としています。
- ③アルバイトをしながら就職先を探しており、奨学金の返還を延期してもらっていたが、津別町で令和6年5月に起業することとなり、奨学金の返還も9月から半年ごとに開始する予定。  
※返還が滞っている場合は対象外ですが、延納等が許可されている場合は対象となります。  
※返還が始まった時を助成の始期とします。  
※以前に就労経験がある方は対象外となる場合がございますので、詳しくは下記へお問合せください。

## 注意事項

- ①初めての就職が津別町内である方が助成の対象となります。
- ②既に津別町で就労している方は、助成の対象となりません。
- ③起業する方、自営業を承継する方等も助成の対象となります。

ご不明な点等ありましたら、  
お気軽にお問い合わせください！

申請先

津別町住民企画課企画係 (役場1F14番窓口)

〒092-0292 網走郡津別町字幸町41番地

TEL : 0152-77-8374 FAX : 0152-76-2976



津別町  
イメージ  
キャラクター  
まる太くん